

水道施設に係る承認工事に関する事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、岡崎市水道事業給水条例（昭和34年岡崎市条例第29号）第6条第3項の規定に基づき、市以外の者が施行する水道に関する工事の設計及び施工（以下「承認工事」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 承認工事の適用範囲は、次のとおりとする。

(1)、(2) 削除

(3) 口径150mm以下の配水管を新たに布設するもの及び水量増加又は消防水利確保に伴う配水管口径150mm以下の布設替を行うもので、延長が100m以下のものを原則とする。ただし、管理者が認めたときは、この限りでない。

(4) 新たに配水管へ消火栓を設置するもの。

2 削除

(工事期間)

第3条 承認工事の工事期間は、12か月以内を原則とする。ただし、管理者が認めたときは、この限りでない。

(工事の申込み及び施行決定)

第4条 承認工事を施工する工事業者は、水道に関する工事の設計及び実施計画承認申請書（様式第1）に別表第1に定める図書を添付して、管理者に承認申請しなければならない。なお、承認工事は第5条に規定する条件を満たす業者が施工できるものとする。

2 前項の別表第1に定める図書には、第5条の要件を満たす工事を施工する者（以下「施工者」という。）を記載しなければならない。

3 申請者は、「分担金および工事負担金取扱要領」に基づき工事負担金を納付しなければならない。

4 管理者は、第1項の申請書について審査を行い、適正と認めたときは承認書及び工事担当者指定通知書（様式第2）を申請者に送付するものとする。

5 申請者が承認を受けた事項を変更しようとする場合は、第1項及び第2項の規定を準用する。

(施工業者)

第5条 口径50mmの配水管の新設又は布設替を行うもので承認工事を施工できる業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 申込年度の岡崎市入札参加資格者名簿の建設工事の水道施設工事業に登載された者

(2) 岡崎市の給水装置工事業業者の指定を受けている者

(3) 申請書の申込時点において、入札参加停止処分を受けていない者

(4) 申請書受付日から過去2年間において、岡崎市内の承認工事の実績があること又は水道施設工事の工事成績が65点以上の実績がある者

2 口径50mmを超え口径150mm以下の配水管の新設または布設替を行うもの及び新たに配水管へ消火栓を設置するもので承認工事を施工できる業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 前項第1号から第3号

(2) 申請書受付日から過去3年間の工事实績において、岡崎市上下水道局の発注する岡崎市工事成績評定の対象となる配水管布設工事又は配水管布設替工事を3本以上受注及び施工している者とする。

(3) 申請年度における水道施設工事の岡崎市総合評定値が600点以上の者とする。
(工事担当者)

第6条 第4条第3項に規定する工事担当者の職務は次のとおりとする。

(1) 申請書に基づく承認工事实施のため、申請者が作成した図書の承認に関すること。

(2) 申請書の適正な履行のための施工業者に対する指示、承諾、確認又は協議に関すること。

(3) 申請書に基づく立会、工事等の実施状況の検査並びに使用材料の試験又は検査に関すること。

(4) 申請内容の変更に関すること。

(5) 完了検査に関すること。

(現場代理人及び主任技術者等)

第7条 施工者は、愛知県建設部「工事標準仕様書」に基づき、現場代理人、主任技術者を選任し、その氏名その他必要な事項を工事仕様書に明記しなければならない。

2 前項に規定する現場代理人及び主任技術者は、当該施工者の従業員の中から選任しなければならない。

(下請負の届出)

第8条 施工者は、承認工事を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、工事仕様書にその旨を明記しなければならない。

(部分完了検査)

第9条 申請者は承認工事の部分完了検査が必要なときは、部分完了検査申請書(様式第3)に別表第2に定める図書を添付して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、14日以内に完了検査を行うものとする。

3 管理者は、部分完了検査の結果不備がないと認めた時は、申請者に部分完了検査済証(様式第4)を送付する。

(完了検査)

第10条 申請者は、承認工事の完了後速やかに、完了検査申請書(様式第5)に別表第2に定める図書を添付して管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請書の提出があったときは、14日以内に完了検査を行うものとする。

3 管理者は、完了検査の結果不備がないと認めたときは、申請者に検査済証(様

式第6)を送付する。

4 開発行為の完了検査により承認工事の完了検査を行う場合は、前3項の規定は適用しない。

(その他)

第11条 この要領に記載されていない事項については、岡崎市上下水道局「水道管布設工事ハンドブック」及び愛知県建設部「工事標準仕様書」によることとし、文中における監督員を担当者、請負者を施工者と読み替えて準用するものとする。

附則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

<別表第1>

位置図

配水管の管網図

配水支管台帳

位置図及び配管図(計画)

工程表

工事仕様書

開発行為許可証の写し

その他必要な書類

<別表第2>

配水支管台帳

位置図及び配管図(完成)

工事写真

上下水道局発注工事に準じて、必要な完成図書